

High School Human Rights

(高校人権教育通信 第 26 号) 平成 30 年 (2018 年) 11 月 26 日

発行 長野県教育委員会事務局 心の支援課

発行人 小松 容 (心の支援課長)

MAIL kokoro@pref.nagano.lg.jp

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」

これは今からちょうど 70 年前の 12 月 10 日に国連総会で採択された「世界人権宣言」の第 1 条です。2 年後この日は「世界人権デー」とされ、さらに、日本では 12 月 4 日～10 日を「人権週間」と定め、人権尊重の普及高揚を広く呼びかけています。この機会をとらえて、各学校でも意識的に人権教育を進め、生徒とともに人権感覚を問い返してみたいものです。

「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を

平成 28 年 4 月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法) 第 1 条には、このように法律制定の目的が示されており、「障がいを理由とする差別」を禁止しています。

12 月 3 日～9 日は
「障害者週間」
でもあるんですよ



■「障がいを理由とする差別」とは

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供
意味	障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為	(負担になり過ぎない範囲で) 社会的障壁を取り除く配慮をせず、障がい者の権利利益を侵害すること
例	・本人が希望しないのに、特別支援学級などに措置する ・修学旅行に保護者の付き添いを強いる	・校内移動を容易にするバリアフリーの施設整備をしない ・点字や拡大文字を使った教材を提供しない
行政事業者	行政機関等・民間事業者とも禁止	合理的配慮をすることは、行政機関等は法的義務、民間事業者は努力義務



文字どおり、心身機能の「障がい」のみを理由にした対応は「差別」にあたるのです。

■障がいの「社会モデル」を理解しましょう

「障がい」は社会的障壁と心身機能の障がい相まって作り出されるものです。

社会モデル

障がいは社会的障壁(事物・制度・慣行・観念など)によって起こる。だから、障がい解消の責任は社会にある、という現代の考え方

⇒事物・制度・慣行・観念を改善して、すべての人の権利を擁護し、意思決定を尊重することで解決する



社会モデルは「人権モデル」とも呼ばれています

医学モデル(個人モデル)

障がいは本人の心身機能の障がいによって起こる。だから、障がい解消の責任は本人やその家族にある、というかつての考え方

⇒医療や福祉の充実を図ることで解決する



障害者の権利に関する条約
(平成 20 年発効)



障害者差別解消法が施行されてまもなく3年が経ちます。しかし、この間残念なことに、津久井やまゆり園事件(※1)や旧優生保護法による強制不妊手術の問題(※2)など、優生思想とも言われる偏った考え方による、心身機能の障がいのみを理由にした差別事案が相次ぎました。

さて、私たちの障がい者に対する理解はどれくらい進んでいるのでしょうか。まだ障がい者の問題は「障がいのある人の問題」だと他人事になっていないでしょうか。いくら法律に基づいて社会環境が整備されても、**私たち自身の観念が更新されなければ、誰もが安心して暮らせる差別のない社会は実現されません。**法律には「**全ての国民が・・・相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する**」ことが謳われています。「障がい者の問題」は「**私たち一人一人の問題**」なのです。

※1:平成28年7月、神奈川県内の知的障害者福祉施設に元施設職員の男が侵入し、入所者19人を刺殺、入所者・職員計26人に重軽傷を負わせた事件。男は「意思疎通のできない人間は生きる価値がない」という勝手な理由で犯行に及んだ。

※2:旧優生保護法(1948～1996)により、障がいのある人に対して、本人の同意なしに中絶や不妊手術が行われたことが明らかになった。被害を受けた人の数は、分かっているだけでも1万6千人を超える。

◎現代ではSNSの普及によって誤った情報や偏った情報が拡散し、**インターネットによる人権侵害の問題**に発展することがあります。不当な差別を許さない情報リテラシーや情報モラルについても理解を深めたいものです



ヘルプマークを知っていますか？

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、**周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなる**よう東京都が作成したマークで、全国への普及が進んでいます。

長野県でも、希望される対象者に配付するとともに、ヘルプマークの趣旨を広く周知しています。

■ヘルプマークを身に着けた人を見かけたら ㊦ まず想像してみよう→そして行動してみよう

○電車・バスの中で、席を譲りましょう

外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難なのかも。外見からは分からないから、優先席に座っていると不審な目で見られてストレスを感じているかも。



○駅や商業施設などで声をかけるなどの配慮をしましょう

交通機関の事故等、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難なのかも。立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難なのかも。



○災害時は、安全に避難するための支援をしましょう

視覚障がいのある人や聴覚障がいのある人などは状況把握が難しいかも。肢体不自由児・者などは自力での迅速な避難が困難だろう。



(長野県 ヘルプマーク普及啓発ポスター)

次代を担う高校生には、共生社会の実現のため、**周囲の人々の困り感や希望を意識的に察し、互いに支え合える力や態度を高めてもらいたい**ものです。ぜひ、クラスや学年単位で具体的なテーマを設定し、自分たちに何ができるのか考え合う機会をつくってみてはどうでしょう。